

○東京藝術大学社会連携センターにおけるアートイノベーションセンターに関する要項

〔平成25年3月7日〕
制 定
改正 平成25年10月24日

(設置)

第1条 本学社会連携センターに東京藝術大学アートイノベーションセンター(以下「センター」という。)を置く。

2 センターを置く期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(目的)

第2条 センターは、国際化社会の中で日本が戦略的文化外交を展開するための事業ならびに技術開発力と文化外交力を身につけた人材育成を行う拠点事業(以下「アートイノベーションセンタープロジェクト」という。)を推進することを目的とする。

(任務)

第3条 センターは、アートイノベーションセンタープロジェクトを推進するため、次の各号に掲げる任務を遂行する。

- (1) 特許技術による文化財の複製制作と活用に関すること
- (2) 外交能力に秀でた人材の育成に関すること
- (3) 文化資源の翻訳に関すること
- (4) その他、アートイノベーションセンタープロジェクトに関すること

(組織)

第4条 センターの構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長 若干人
 - (3) 社会連携センターの所属教員
 - (4) センターの業務に従事させるため採用した教員
 - (5) その他、センター長が必要と認めた者
- 2 センター長は、社会連携センター長をもって充てる。
- 3 副センター長は、センター長が指名する者をもって充てる。

(運営委員会)

第5条 センターに運営委員会を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 第3条の任務のうち重要事項に関すること
 - (2) センターの運営に関すること
 - (3) 教員の採用等に関すること
 - (4) その他センター長が必要と認めること
- 2 運営委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。
- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 両学部及び大学院映像研究科の教授会構成員のうち学部長又は研究科長が指名する者 各1人

- (4) 社会連携センターに所属する常勤教員
- (5) センターの所属教員
- (6) 社会連携課長
- (7) その他センター長が指名する者 若干人

3 運営委員会に議長を置き、センター長をもって充てる。

4 議長は運営委員会を主宰する。

5 議長に事故あるときは、センター長が指名した副センター長がその職務を代行する。

6 第2項第3号及び第7号に掲げる委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 センターに関する事務は、社会連携課が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要項は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。